

# 判決言渡し

## ● 主文

1. 被告は、本件システムを使用してはならない。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。

# 理由の要旨

## (争点1. 構成要件の充足の有無)

- 本件システムが構成要件B 2及びC 2を充足するか否かは、本件システムのデータ管理装置が、本件発明の「フレーム測定ユニット」に属する「測定用端末」に相当するか否かによる。
- 特許請求の範囲の記載においては、「測定用端末」は、フレームトレーサが取得した「リム形状データに基づいて・・・リム周長を算出」し、「リム周長データを・・・レンズ加工ユニットに送信する」と規定されており、それ以上の限定はないから、リム形状データに基づいてリム周長を算出し、これをレンズ加工ユニットに送信するものは「測定用端末」といえる。

# 理由の要旨

## (争点1. 構成要件の充足の有無)

- 本件明細書には、本件発明が隔地者間でのデータの送受信を前提とする記載がある。
- 特許請求の範囲の記載及び本件明細書の記載に鑑みても「測定用端末」に該当するか否かは、機器の物理的な所在場所や当該機器の接続態様によって限定されるものではない。

# 理由の要旨

## (争点1. 構成要件の充足の有無)

- 本件システムにおいては、メガネ店の店舗PCは、フレームトレサが測定した「リム形状データ」をデータ管理装置に中継しているだけである。一方、データ管理装置はこのリム周長を算出するために送信された「リム形状データ」を用いてリム周長を算出し、データ管理装置が「レンズ加工ユニット」に属する工場PCにリム周長データをネットワークを介して送信している。
- 本件システムにおいて、「フレーム測定ユニット」に属する「測定用端末」に相当するデータ管理装置がリム周長を算出し、「レンズ加工ユニット」に属する工場PCが「フレーム測定ユニット」に属するデータ管理装置からリム周長データをネットワークを介して受信している。

# 理由の要旨

## (争点2. 特許権侵害の成否)

- 物の使用、譲渡等をしてきた複数主体の行為を合わせなければ当該構成要件の全てを充足する物の使用、譲渡等が形成されない場合には、特許権侵害が成立しないのが原則である。
- 複数主体の行為を合わせたことにより初めて構成要件の全てを充足する物の使用、譲渡等が生じる場合であっても、それら複数主体の行った行為が相互に関連して一体的な行為と評価でき、複数主体の中のある主体が、当該構成要件に相当する行為を認識しながら、その実現に向けて他の主体の行為を利用しているという関係があれば、当該複数主体の中のある主体は、他の主体と共同して当該特許権を侵害した者と評価できる。

# 理由の要旨

## (争点2. 特許権侵害の成否)

- 本件システムは、ドンキー社の委託によりタートル社が開発したものであり、ドンキー社もその内容を知悉している。
- ドンキー社は、タートル社に委託して、本件システムのデータ管理装置の運営を担わせ、メガネ店に対し、取引契約を締結の上、本件ソフトウェアを提供して、店舗PCにインストールさせることによって、本件発明の「フレーム測定ユニット」に属する「測定用端末」及び「フレームトレーサ」を供用させている。
- ドンキー社は、本件発明の「レンズ加工ユニット」に属する「加工用端末」、「加工機」及び「レンズ形状測定機」にそれぞれ相当する工場PC、加工機及びレンズ形状測定機を用いて、加工レンズの供給という本件システムを運営している。

# 理由の要旨

## (争点2. 特許権侵害の成否)

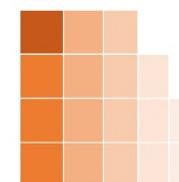
- ドンキー社、ターゲット社及びメガネ店の各行為は一体となっているとみることができ、ドンキー社は、本件システムの全体を認識し、その実現のためにターゲット社及びメガネ店の各行為を利用し、メガネ店及びターゲット社も、それぞれがドンキー社の行為を利用しているという関係がある。
- ドンキー社は、ターゲット社及びメガネ店と共同して、本件特許権を侵害したことが認められる。

# 理由の要旨

## (争点2. 特許権侵害の成否)

- この点に関して、被告は、共同行為者の全員が主観的意思を共有している必要があると主張するが、ドンキー社の責任を追及するに当たっては、メガネ店、タートル社、ドンキー社の行った各行為が相互に関連して一体的な行為と評価でき、ドンキー社について、他の主体を利用する意思があれば足りると解すべきであるから、これ以上に、共同行為に関与した者全員がそれぞれ全員との間で共同行為をしようとする意思を相互に有していなければならないものではない。

ありがとうございました



IPHC